

# すこやか子育て支援事業(保育料等助成)と 乳幼児福祉医療制度が8月1日から変わりました

新制度では、すべての子育て家庭への支援を基本理念とし、一定の所得制限や自己負担を導入しながら、支援対象を大幅に拡大します。

【問合せ】 保育料助成、乳児養育支援金について 福祉課ふれあい福祉係 ☎89-2153  
乳幼児医療費助成について 国保年金課医療給付係 ☎89-2166



## 保育料助成の大幅な拡大

### ①対象児童 「1歳以降の幼児」

17年4月1日以前生まれ↓  
保育料の4分の1を助成  
17年4月2日以降生まれ↓  
保育料の2分の1を助成

### ②対象月

8月分から対象となります。

### ③助成(減免)申請

保育料助成(減免)申請書の提出が必要となります。

### ※経過措置

18年4月1日以前生まれの第1子0歳児と第3子以降はこれまでどおり保育料無料となります。  
(所得制限はありません)

## 乳児養育支援金の新設

17年4月2日以降生まれの0歳児に対し、月額1万円の養育支援金を新たに支給します。

### ①対象月

8月分から対象となります。

### ②助成申請

支援金助成申請書の提出が必要となります。

※17年4月2日から18年4月1日までに生まれた第1子および第3子以降の0歳児の場合、保育料無料と乳児養育支援金の重なる部分については、保護者からの申請に基づき、いずれか一方に決定となります。